

領域	分類	個別項目			
		実施項目	実施・協力等機関		
1 環境一般(土壌、水、大気等)、航空、海域、学校、公共施設等のモニタリング計画	全国的なモニタリング	モニタリングポスト等による都道府県のモニタリング	・全国にモニタリングポストを約250基増設し、既設のモニタリングポストも含めた全てのモニタリングポストの測定結果をウェブサイトでリアルタイムで公開。 ・環境放射能水準調査(上水及び定時降下物)について、事故発生以前の水準調査と同程度の分析精度で降下物は月に1回、上水(蛇口)は3ヶ月に1回の頻度で測定。また、福島県内においては、当面の間、従前の分析精度により、毎日、測定を実施。	文部科学省、都道府県	
		航空機による広域のモニタリング	・北海道、西日本等における航空機モニタリングを実施するとともに、福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施。	文部科学省	
	東京電力福島原子力発電所周辺(福島県全域、隣接県の一部)を中心とした陸域モニタリング	福島県全域等を対象としたモニタリング	空間線量、積算線量等の把握	・可搬型モニタリングポストについて、福島県内に計545台、福島県隣県に計130台を平成23年度内に設置し、測定結果をウェブサイトでリアルタイムで公開。(モニタリングポスト等の整備状況を踏まえ、定期測定の測定地点等を順次見直すとともに、将来的に連続走行サーベインシステムを順次導入。) ・原子力発電所周辺において、可搬型モニタリングポストによる連続測定を行い、空間線量率の変動状況や積算線量を把握。(モニタリングポスト等の整備状況を踏まえ、簡易型積算線量計による測定を見直す。) ・福島県の公共施設等について空間線量率を測定。また、比較的高い空間線量率が測定された地域において、住宅等を中心に詳細モニタリングを実施。	文部科学省、福島県及び隣接県 文部科学省、原子力災害対策本部、福島県 福島県
			大気浮遊じん	・高い測定精度により生活環境に重点化して測定を実施(必要な機器を整備した上で、4月以降、更に高い測定精度によるモニタリングに移行。)	文部科学省、原子力災害対策本部、福島県
			環境土壌調査	・第2次分布状況等調査として、空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認するとともに、陸域の様々な環境における放射性物質の移行状況調査を実施。(平成23年6月の調査より調査範囲、調査内容を拡大。) ・上記を踏まえ、引き続き、福島県内の土壌中の放射性物質の濃度の測定を実施。	文部科学省、福島県、原子力災害対策本部、大学等 文部科学省、原子力災害対策本部、福島県
			指標植物	・指標植物(松葉等)を特定し、放射性物質の濃度の測定を継続的に実施。	文部科学省、原子力災害対策本部、福島県
			航空機によるモニタリング	・原子力発電所から80km圏内について、航空機モニタリングを定期的実施。	文部科学省
			避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング	・警戒区域及び計画的避難区域を対象として、空間線量率の定期的な把握や除染等の対策に資するため、①走行サーベインによる空間線量率の詳細な面的モニタリング、②居住制限区域の空間線量率の測定、③広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリングを実施(必要に応じて、追加のモニタリングを実施。) ・避難指示が解除された地域や避難指示の解除が見込まれる地域について、関係機関と連携して、住民の居住再開や復興を支援するため、地元ニーズを踏まえつつ、以下のモニタリングを実施。 ①住民の帰還を支援するモニタリングとして、学校等の主要ポイントの空間線量率の測定、生活圏における走行サーベイン等による面的モニタリングの実施、自治体の要望に応じたモニタリングの実施。 ②除染の進捗状況を踏まえた空間線量率の測定の実施。 ・旧緊急時避難準備区域において、復旧を支援するためのモニタリングを、引き続き実施(必要に応じて、追加のモニタリングを実施。) ・特定避難勧奨地点に指定された地点及びその近傍について、定期的にモニタリングを実施。	原子力災害対策本部、復興庁、関係府省、原子力事業者 原子力災害対策本部、文部科学省、復興庁、環境省、関係府省、福島県、原子力事業者等 原子力災害対策本部、文部科学省、環境省、関係府省、福島県、原子力事業者等 原子力災害対策本部、文部科学省、福島県
	海域モニタリング	・平成24年3月までは、引き続き、文部科学省を中心に関係機関と連携の下、モニタリングを実施。 ・平成24年4月以降の海域のモニタリングについて、(1)東電第一原子力発電所近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域、(5)閉鎖性海域である東京湾の5つの海域に分けて、以下のモニタリングを実施。 ①海水について、(1)～(5)の海域において、河口域や福島県内の港湾・海面漁場の位置等に考慮しながら、事故発生以前の水準調査と同程度の分析精度を基本として分析を実施。 ②海底土について、(1)～(3)及び(5)の海域において、海水のモニタリングと同様な事項を考慮しながら、分析を実施。また、海底土の性状に関する情報を収集。 ③海洋生物のモニタリングについて、水産物に関して太平洋沿岸を中心に水産物中に含まれる放射性物質の濃度の測定を継続するとともに、福島県を中心に環境指標となる海洋生物のモニタリングを実施。なお、餌生物については、水産物への放射性物質の移行・濃縮に関する研究の一環として実施。 ・日本近海等における放射性物質の分布と長期的な挙動を引き続き監視するため、海水及び海底土の放射性物質の濃度の測定を実施。	①文部科学省、海上保安庁、環境省、気象庁気象研究所、水産庁(採水のみ協力)、福島県、原子力事業者 ②文部科学省、海上保安庁、環境省、福島県、原子力事業者 ③水産物については水産庁、関係自治体、漁業組合等が連携して実施水産庁(餌生物)、環境省(海洋生物(水産物以外))、原子力事業者 文部科学省、海上保安庁		
	学校等(学校、保育所等)	校庭等の空間線量率の測定	・福島県内の学校等、公園等に整備した約2700台のリアルタイム線量測定システムによる測定結果をウェブサイトでリアルタイムで公開。 ・福島県内の学校等を対象に数ヶ月に一度、校庭等の空間線量率の測定を実施(リアルタイム線量測定システムの導入等にあわせて、調査頻度等を検討)。 ・福島県内の児童福祉施設等の空間線量率の測定を実施。	文部科学省 福島県 福島県	
児童生徒等を代表する者の受ける積算線量の測定		・福島県内の学校等において、積算線量計を身につけた教職員による測定により、学校等における生活上の積算線量を把握(平成24年3月まで実施)。	文部科学省		
屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定		・福島県内の学校等において、屋外プールの水の放射性物質の濃度の調査を実施。	福島県		
学校給食の放射性物質の濃度の測定		・学校給食について、児童生徒への提供後の検査を継続的に実施し、放射性物質の濃度を把握。	福島県の市町村及び福島県以外の都道府県、文部科学省(財政支援)		
その他	汚染された可能性のある砕石を使用した工事箇所の測定 新たに発生した課題に対応するためのモニタリング	・屋外よりも高い空間線量率が計測された一部建物で使用された砕石を出荷した採石場の砕石について、工事箇所の特定や空間線量率を測定(平成23年度内)。 継続的又は、緊急的にモニタリングを行う必要性が高いものが新たに判明した場合には、関係の産業、学校等を所管する行政機関等が連携して必要な取組を進める。	原子力災害対策本部、経済産業省、国土交通省、自治体 業を所管する行政機関、原子力災害対策本部等		
2 港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング計画	下水汚泥の測定	・関係自治体における下水汚泥等に含まれる放射性物質の濃度を測定し、把握。	国土交通省(結果とりまとめ)、自治体		
	港湾、航路の大気、海水モニタリング	・東北・関東地方の港湾等において、大気中の空間線量率や、海水中の放射性物質の濃度を測定。	国土交通省(結果とりまとめ、一部実施)、自治体等		
	空港の測定	・各主要空港近傍における空間線量率を測定。	国土交通省(結果とりまとめ)、空港管理会社等		
	都市公園等の測定	・福島県内の都市公園における空間線量率を測定。	福島県		
	観光地の測定	・福島県内の観光地における空間線量率を測定。	福島県		
3 水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)、自然公園(湧水、野生動植物)、廃棄物のモニタリング計画	水環境のモニタリング	河川、湖沼・水源地等のモニタリング	・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、沿岸について、水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度及び空間線量率を測定。特に、福島県内の河川、湖沼・水源地及び沿岸の水質、底質の放射性物質の濃度、並びに、海水浴場及び水浴場について、海水等に含まれる放射性物質の濃度については、より集中的に測定を実施。	環境省、福島県	
		地下水(井戸水を含む)のモニタリング	・福島県並びに近隣県の地下水について、放射性物質の濃度の測定を実施(特に、福島県内の地下水については、より集中的に実施。)。また、福島県内の飲用井戸について、井戸水に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施。	環境省、福島県	
	自然公園等(湧水等、野生動植物)のモニタリング	自然公園のモニタリング	・原子力発電所から概ね100km圏内の自然公園の登山道、園地等において、登山者、観光客等の飲用に供される可能性のある湧水等について、放射性物質の濃度等の測定を実施。	環境省	
		野生動植物のモニタリング	・原子力発電所から20km圏内及びその周辺において、野生動植物の分析を実施。 ・福島県並びに近隣県において、食用に供されることの多い主な狩猟鳥獣の放射性物質の濃度の測定を実施。	環境省 福島県及び近隣県	
廃棄物のモニタリング	・放射性物質汚染対処特措法に基づき、水道施設等における廃棄物の調査、最終処分場の地下水・放流水の放射性物質の濃度の測定、並びに、廃棄物焼却施設・最終処分場の敷地境界における空間線量率の測定を実施。	環境省、市町村、事業者等			
4 農地土壌、林野、牧草のモニタリング計画	農地土壌モニタリング	・平成23年8月に福島県及び周辺県を対象として作成した「農地土壌中の放射性物質濃度分布図」について、調査地点数を拡大して精緻化を進めるとともに、平成24年度は、農地土壌の放射性物質の濃度の推移の把握やその移行特性の解明を行う。	農林水産省		
	林野、牧草等のモニタリング	・福島県内に設定した試験地において、森林土壌、森林からの流出水、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度の測定を実施。	林野庁		
		・関連都道府県毎に都道府県内各地の牧草等について放射性物質の濃度の測定を実施。 ・福島県において、ため池の放射性物質の濃度の測定を実施。	農林水産省(結果取りまとめ)、都道府県 農林水産省		
5 食品(農・林・畜・水産物等)のモニタリング計画	各都道府県等における食品のモニタリング	・平成24年4月1日から新基準値が施行されることを踏まえて改定した検査計画のガイドラインに沿って、過去に出荷制限指示が複数品目であった自治体、単一品目であった自治体及びこれらの隣接自治体等において、以下のモニタリングを実施(希望する都道府県等に対して、検査機器の整備の補助、貸与を実施。) ① 過去の放射性セシウムの検出値に応じた検出対象品目、飼養管理の影響を受ける品目、水産物、摂取量の多い品目、生産状況を勘案した主要農林水産物等に関して、市町村毎に過去の放射性セシウムの検出値及び生産等の実態に応じ検体数を定め、生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的に検査を実施 ② 出荷時期が限定されている品目については出荷開始前から出荷初期の段階で検査を実施 ③ 基準値を超える又は基準値に近い放射性セシウムが検出された場合は検査を強化	検査の方針策定については農林水産省と連携して厚生労働省が実施、結果取りまとめについては厚生労働省が実施、検査については都県、水産物については水産庁、関係自治体、漁業組合等が連携して実施、厚生労働省においては機器の整備の補助、農林水産省においては機器の整備の補助、貸与を実施。		
	食品摂取を通じた実際の被ばく線量の把握	・福島県は、福島県内において、詳細な調査を実施。国は、福島県を含む各地において、食品摂取を通じた実際の被ばく線量の調査を継続的に実施。	福島県(関係機関が協力)、厚生労働省		
6 水道のモニタリング計画		・関係都県毎に、浄水場の浄水及び取水地域の原水について検査を実施。福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度の測定を実施。	厚生労働省(検査の方針策定、結果取りまとめ)、原子力災害対策本部、都県		